

平成 18 年 11 月 6 日

## 協力企業作業員の負傷について

東京電力株式会社  
福島第二原子力発電所

平成 18 年 11 月 2 日午前 10 時頃、定期検査中の当所 4 号機の海水熱交換器建屋\*<sup>1</sup>において、残留熱除去系\*<sup>2</sup>の海水ポンプの点検作業を行っていた協力企業作業員 4 名が、ポンプの回転軸（長さ約 6.7m、重さ約 450kg）を専用の台車 2 台に載せて手で押さえながら移動していたところ、1 台の台車が傾いて回転軸が落下し、作業員のうち 1 名が回転軸と床との間に右手の小指をはさみ負傷しました。

このため、同日午前 10 時 15 分頃、業務車で病院に搬送しました。

診察の結果、「右小指挫創」と診断され、通院加療することになりました。

今後、原因について調査します。

なお、当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

以 上

\* 1 : 海水熱交換器建屋

機器を冷却するための海水系熱交換器やポンプなどを設置している建屋で非放射線管理区域。

\* 2 : 残留熱除去系

原子炉を停止した後の冷却（燃料の崩壊熱の除去）や非常時に原子炉水位を維持する系統。